

名古屋市立大学総合情報センター規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 組織（第3条 - 第6条）

第3章 委員会

第1節 学術情報委員会（第7条 - 第10条）

第2節 情報システム委員会（第11条 - 第14条）

第4章 その他（第15条 - 第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学総合情報センター（以下「総合情報センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 総合情報センターは、学術情報の収集、管理及び提供を行うとともに、情報処理、情報通信、情報発信及び情報管理を円滑かつ効率的に行うために必要な施設及び設備を整備し、それらの管理運営、企画調整及び利用サービスの提供を行うことにより、名古屋市立大学における情報化を推進し、教育及び研究の発展に資することを目的として設置する。

第2章 組織

（総合情報センター長等）

第3条 総合情報センターに総合情報センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 総合情報センター長は、理事長の命を受け、総合情報センターを代表し、その業務を統轄する。

3 総合情報センターに総合情報センター副センター長（以下「副センター長」という。）を置くことができる。

4 副センター長はセンター長を補佐し、センター長が欠けたとき又は事故があるとき、その職務を代理する。

5 センター長及び副センター長の選考については、別に定める。

（分館）

第4条 総合情報センターに次の分館を置く。

(1) 総合情報センター山の畑分館

(2) 総合情報センター川澄分館

(3) 総合情報センター田辺通分館

(4) 総合情報センター北千種分館

(分館長)

第5条 総合情報センターの各分館にそれぞれ分館長を置く。

- 2 分館長は、センター長のもとで、分館を代表し、その業務を統轄する。
- 3 分館長の選任については、別に定める。

(事務組織)

第6条 総合情報センターの事務は、事務局学術情報室が行い、分館等に主任を置くことができる。

第3章 委員会

第1節 学術情報委員会

(設置及び審議事項)

第7条 総合情報センターに学術情報委員会を置く。

- 2 学術情報委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 分館運営の基本方針に関すること。
 - (2) 分館並びに図書及び資料(以下「図書等」という。)に関する要綱等の制定改廃に関すること。
 - (3) 分館及び図書等の予算執行に関すること。
 - (4) その他分館及び図書等に関し必要な事項。

(委員等)

第8条 学術情報委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長が任命する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各分館長
- (4) 事務局学術情報室長

- 2 学術情報委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。
- 3 委員長は、学術情報委員会を招集し、その議長となる。
- 4 学術情報委員会に副委員長を置き、副センター長をもってあてる。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(議事)

第9条 学術情報委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 学術情報委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(分館委員会)

第10条 分館の運営に関する事項を審議するため、各分館に分館委員会を置く。

- 2 分館委員会については別に定める。

第2節 情報システム委員会

(設置及び審議事項)

第11条 総合情報センターに情報システム委員会を置く。

2 情報システム委員会は次の事項を審議する。

- (1) キャンパス情報ネットワーク(本学のLANの総体をいう。以下「NCUNET」という。)運営の基本方針に関する事。
- (2) 総合情報センターに設置する教育、研究及び大学の運営管理に供する情報処理システム(以下「センターシステム」という。)に関する事。
- (3) NCUNET及びセンターシステムに関し必要な要綱等の制定及び改廃に関する事。
- (4) NCUNET及びセンターシステムの予算執行に関する事。
- (5) その他NCUNET及びセンターシステムに関する事。

3 情報システム委員会は、必要に応じて専門事項を検討する組織を設置することができる。

(委員等)

第12条 情報システム委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長が任命する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第14条に定める委員会の委員長
- (4) 部局の選出する委員
- (5) 事務局次長、事務局総務課長、事務局経営企画課長、事務局学生課長及び事務局学術情報室長

2 情報システム委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。

3 委員長は、情報システム委員会を招集し、その議長となる。

4 情報システム委員会に副委員長を置き、副センター長をもってあてる。

5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(議事)

第13条 情報システム委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 情報システム委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 情報システム委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(システムに関する委員会)

第14条 NCUNET及びセンターシステムの円滑な全学的運用をはかるための専門的かつ技術的な事項について審議するため、情報システム委員会に次に掲げる委員会を置く。

- (1) ネットワーク運用委員会
- (2) 教育・研究システム委員会

2 ネットワーク運用委員会及び教育・研究システム委員会については別に定める。

第4章 その他

(庶務)

第15条 学術情報委員会、情報システム委員会及び前条に定めるシステムに関する委員会の庶務は、事務局学術情報室において処理する。

(管理等)

第16条 総合情報センターの施設、設備及び図書等の管理並びに利用については別に定める。

(委任)

第17条 この規程に関し必要な事項は、総合情報センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市立大学総合情報センター規程（平成13年名古屋市立大学達第4号）は、廃止する。
- 3 この附則に規定するもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。